



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年12月9日(金) 第10058号

目次

ページ

告示

○道路の区域変更(道路管理課)	2
○道路の供用開始(同)	2
○道路の区域変更(同)	2
○同	3
○道路の供用開始(同)	3

公告

○使用権設定に関する裁定の申請(林政課)	4
○農地を利用する権利を設定する裁定の申請(農業構造政策課)	5
○土地改良区の設立に係る縦覧(農村整備課)	6
○土地改良区役員の退任の届出(同)	7
○土地改良事業計画の決定に係る縦覧(同)	7
○開発工事の完了(建築課)	7

■ 告 示

◎群馬県告示第257号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を令和4年12月10日午後3時から次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年12月9日

群馬県知事 山本 一太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
一般国道	144号	吾妻郡嬭恋村大字大笹字町屋入1858番の1地先から同郡同村大字同字長井1868番の30地先まで	前	7.8~16.5	434.8
			後	6.0~32.4	226.3
		吾妻郡嬭恋村大字大笹字町屋入1858番の1地先から同郡同村大字同字長井1868番の30地先まで	前	8.0~18.9	521.9
			後	-	-
		吾妻郡嬭恋村大字大笹字町屋入1858番の1地先から同郡同村大字同字長井1868番の4地先まで	前	10.0~24.8	395.6
			後	10.0~41.1	493.7

◎群馬県告示第258号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年12月9日

群馬県知事 山本 一太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	144号	吾妻郡嬭恋村大字大笹字町屋入1858番の1地先から同郡同村大字同字長井1868番の30地先まで	令和4年12月10日午後3時

◎群馬県告示第259号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において

一般の縦覧に供する。

令和4年12月9日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	前橋伊香保線	渋川市伊香保町伊香保字大野645番の1地先から同市同字甲境沢547番の1地先まで	前	7.4~12.9 12.5~52.0	213.8 240.0
			後	12.5~52.0	240.0

◎群馬県告示第260号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年12月9日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	東御嬭恋線	吾妻郡嬭恋村大字田代字吾妻山国有林217林班い1林小班地先内	前	10.6~18.6	96.8
			後	10.6~27.2	96.8
		吾妻郡嬭恋村大字田代字吾妻山国有林217林班い2林小班地先内	前	11.6~13.3	23.7
			後	13.3~15.6	23.7
		吾妻郡嬭恋村大字田代字吾妻山国有林217林班い2林小班地先内	前	9.6~12.7	49.7
			後	13.7~15.7	49.7
		吾妻郡嬭恋村大字田代字吾妻山国有林217林班ろ1林小班地先内	前	13.4~13.5	19.6
			後	17.7~18.1	19.6
		吾妻郡嬭恋村大字田代字吾妻山国有林217林班ろ1林小班地先内	前	10.5~11.7	49.1
			後	12.9~14.6	49.1

◎群馬県告示第261号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年12月9日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	東御嬭恋線	吾妻郡嬭恋村大字田代字吾妻山国有林217林班い1林小班地先内	令和4年12月9日
		吾妻郡嬭恋村大字田代字吾妻山国有林217林班い2林小班地先内	
		吾妻郡嬭恋村大字田代字吾妻山国有林217林班い2林小班地先内	
		吾妻郡嬭恋村大字田代字吾妻山国有林217林班ろ1林小班地先内	
		吾妻郡嬭恋村大字田代字吾妻山国有林217林班ろ1林小班地先内	

■ 公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第51条の規定による使用権設定に関する裁定の申請があったので、同法第52条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年12月9日

群馬県知事 山本 一 太

1 使用権設定の目的

森林から木材を搬出するために必要な作業道の設置

2 申請人及び相手方の氏名又は名称及び住所

(1) 申請人の氏名又は名称及び住所

神流川森林組合 代表理事組合長 田村利男 多野郡神流町大字麻生92

(2) 相手方の氏名又は名称及び住所

戸塚松郎 東京都中野区城山町68番地（現：中野区中野1丁目24番2号）

3 使用権を設定すべき土地の所有者及び関係人の氏名又は名称及び住所

戸塚松郎 東京都中野区城山町68番地（現：中野区中野1丁目24番2号）

4 使用権を設定すべき土地の所在、地番、地目、面積

使用権を設定すべき土地の所在、地番	地目	面積 (㎡)
多野郡神流町大字魚尾1327-1	保安林	448
多野郡神流町大字魚尾1327-2	山林	
計		448

5 設定すべき使用権の内容及び存続期間

(1) 設定すべき使用権の内容

森林から木材を搬出するために必要な作業道(幅員3m、延長112m)の設置に必要な土地の使用

(2) 存続期間

令和5年7月1日から令和10年6月30日まで

6 使用の時期

令和5年7月1日

7 補償金の額並びにその支払時期及び方法

(1) 補償金の額

土地使用料	403円
立木補償費	0円
計	403円

(2) 支払時期及び方法

裁定のあった日の翌日から起算して90日以内に補償金を口座振込(土地所有者の所在が判明した場合)又は供託所に供託する。

8 裁定申請の理由

土地の所有者(戸塚松郎氏)の所在が現在不明により、森林法第50条第1項の規定による使用権の設定の協議を行うことができないため。

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項の規定による農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年12月9日

群馬県知事 山本 一 太

1 申請に係る農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	所有者等の情報
沼田市奈良町下モ原170番甲	畑	373	(亡)石田ミチエ
沼田市奈良町下モ原171番	畑	919	(亡)石田ミチエ
沼田市奈良町宮久保490番1	畑	422	(亡)石田ミチエ
沼田市奈良町吉田517番1	田	1,671	(亡)石田ミチエ
沼田市秋塚町下野569番	畑	922	(亡)石田ミチエ
沼田市秋塚町上野634番	畑	723	(亡)石田ミチエ
沼田市秋塚町上野635番	畑	234	(亡)石田ミチエ
沼田市秋塚町上野636番	畑	390	(亡)石田ミチエ

沼田市秋塚町上野639番	畑	770	(亡)石田ミチエ
--------------	---	-----	----------

- 2 申請に係る農地の利用の現況
耕作の事業に従事する者が不在となっている。
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に貸し付ける。
- 4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和5年3月1日	令和10年2月29日まで (5年間)	342,970円 (田:年額9,303円/10a) (畑:年額11,162円/10a)

- 5 意見書の提出
申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (1) 提出期限
令和4年12月23日
 - (2) 提出先
群馬県農政部農業構造政策課
 - (3) 記載事項
 - ア 意見書を提出する者の氏名及び住所
 - イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
 - ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
 - エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
 - オ 意見の趣旨及びその理由
 - カ その他参考となるべき事項

土地改良法(昭和24年法律第195号)第8条第1項の規定により吉田土地改良区の設立を適当と決定したので同条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和4年12月9日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 縦覧に供する書類
 - (1) 定款の写し
 - (2) 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和4年12月12日から令和5年1月13日まで
- 3 縦覧に供する場所 富岡市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4年12月9日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
緑町	理 事	退 任	深田利雄	太田市緑町甲34番地1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営吉田土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和4年12月9日

群馬県知事 山本 一 太

- 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間 令和4年12月12日から令和5年1月13日まで
- 縦覧に供する場所 富岡市役所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和4年12月9日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	佐波郡玉村町大字齋田54-4、55-6、55-7	高崎市新町2160番地4 種岡義行

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111